

平成23年3月

1. 日本は、同委員会第76会期中の第3～6回我が国政府報告審査を受けて、2010年3月9日に採択された同委員会の最終見解(CERD/C/JPN/CO/3-6)において、12、20及び21パラに含まれる勧告のフォローアップに関する情報を1年以内に提供するように求める同委員会の要請に応じて、追加報告を提出する。
2. フォローアップを求められた右勧告事項の現状は以下のとおりである。

パラ12

委員会は、締約国に対し人権救済法案を起草及び採択し、法的申立てメカニズムを早急に設立することを懇請する。また、パリ原則に沿った、十分な資金及び適切な人員を有する独立した人権機構を設置し、その機関が幅広い人権に関する権限と現代的形式の差別に取り組むための特別な権限を有するよう要請する。

新たな人権救済機関の設置については、救済対象とすべき人権侵害の範囲、人権救済機関の独立性の担保方法、その調査権限の内容等について様々な議論があるため、現段階では、新たな人権救済制度に関する法案を再び国会に提出するには至っていない。

我が国としては、政府からの独立性を有する国内人権機構の創設を重要な課題と位置付けており、機構の創設に向けて、必要な準備を続けていきたいと考えている。

なお、法務省の人権擁護機関は、全国321か所に設置された、法務局・地方法務局及びその支局において、人権救済活動（被害者からの人権侵害の申立てに対する対応を含む。）及び人権啓発活動を行っている。これらの活動については、法務省人権擁護局の下、国家公務員である法務局・地方法務局職員及び法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員（全国で約1万4000人）が公正中立な立場で適切に実施しているところであるが、その職務の独立性への信頼を担保する法的手立てが十分でないなどの課題があると考えている。

このような現状を踏まえて、新たな人権救済機関の創設に向けた準備を続けつつ、人権侵害の被害者に対する実効的な救済を進めていきたいと考えている。

パラ20

委員会は、協議を、アイヌの権利に取り組む明確で方向性のあるアクション・プランを持った政策及びプログラムに転換するために、アイヌの代表と協力して更なる措置を講ずること、並びに、協議におけるアイヌ代表者の参加を増やすことを勧告する。また、アイヌ代表者と協議しつつ、先住民の権利に関する国連宣言などの国際的コミットメントの検証・実施を目的とする第三者作業部会設置を検討することを勧

告する。委員会は、北海道のアイヌ民族の生活水準に関する国家的調査を実施することを要請し、本委員会の一般的勧告23(1997年)を考慮することを勧告する。さらに、委員会は、締約国に対し独立国における原住民及び種族民に関するILO169号条約(1989年)を批准することを検討することを勧告する。

政府は、2009年7月に有識者懇談会から提出された報告書を踏まえ、12月にアイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」の開催を決定し、2010年1月には第1回、8月には第2回目の会議を開催した。第2回目の会議においては、有識者懇談会報告で提言された政策等の推進状況が報告され、今後の政策の本格展開に向けては、国がこれまで以上に主体性を持って政策を立案・推進するとともに、地方自治体、民間等の多様な主体の参画や、協力・理解が不可欠であること等について、活発な意見交換が行われた。更に、同会議において、具体的な検討を要するとされた課題については、同会議の下にアイヌ委員も参画した作業部会を設け、専門的な検討を進めているところである。作業部会を設けて検討を進めている課題は、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築くための象徴としての「民族共生の象徴となる空間」と、アイヌの人々が全国の見地から必要な政策を検討するための「北海道外アイヌの生活実態調査」の2つの課題であり、象徴空間部会についてはこれまで計8回、実態調査部会については計6回開催(12月3日現在)するなど精力的に検討を進めているところである。アイヌの人々の意見をよく聞きながら政策を推進するため、アイヌ政策推進会議には、全14人の委員のうち、5名のアイヌ委員が参画しており、各作業部会においても、アイヌの人々の参画を得て、アイヌの声を反映させるよう努力しているところである。また、同委員の中には著名な国際人権法学者2名の参加も得ている。

いずれにしても、報告書で提言された政策は、2007年の先住民の権利に関する国連宣言を参照しつつ我が国及びアイヌの人々の実情を踏まえて検討された幅広い政策であり、まずは、これらを着実に実行し、成果の早期実現を目指すことが重要であると考えている。

また、ILO第169号条約については、ILOが本来取り上げるべき労働者保護以外の事項が多く含まれており、また我が国の法制度に整合しない規定が存在しているという問題もあるため、直ちに締結するには問題が多いと考えている。具体的には、例えば、本条約は、刑罰に関する原住民等の慣習が尊重され(第9条)、また、原住民等には拘置の方法以外の処罰の方法が優先される(第10条)旨規定しているところ、我が国の罪刑法定主義及び法の下での平等という日本国憲法の理念に基づく、我が国の刑罰制度との整合性の観点から検討する必要がある。

パラ21

委員会は、沖縄の住民の権利を促進し適切な保護施策や保護政策を設けるために、沖縄の住民が被る

差別をモニターすることを目的に、沖縄の代表者と広い協議を持つことを締約国に懇請する。

沖縄に居住する人及び沖縄県の出身者は、日本国憲法の規定により、法の下に平等であり、日本国民としての権利をすべて等しく保障されている。

沖縄が昭和47年5月に本土に復帰して以来、様々な事情にかんがみ、「沖縄振興開発特別措置法」及び3次にわたる「沖縄振興開発計画」に基づき、振興開発のための諸施策が講じられてきた。その結果、社会資本整備を中心に次第に本土との格差は縮小してきた。

本土復帰30年に当たる平成14年には、社会資本の整備に加え、活力ある民間主導の自立的経済の構築を目指す「沖縄振興特別措置法」が成立した（平成23年度までの10年間の時限）。

沖縄振興特別措置法及び同法に基づく「沖縄振興計画」に基づき、沖縄の自立的かつ持続可能な発展を実現するため、各種の沖縄振興策を講じているところである。なお、同計画の原案は、沖縄県が作成しており、沖縄県の意向を十分に勘案した内容となっている。

また、沖縄振興策を進めるに当たっては、沖縄県の要望を踏まえるとともに、沖縄県知事を始めとする6名の地元首長等、及び地元の教育機関や各種団体の代表者を含む14名以内の有識者で構成される沖縄振興審議会における、沖縄の振興に関する重要事項の調査・審議も踏まえながら、広く沖縄の住民の声を反映した施策となるよう配意している。